

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和5～7年度) | 事業の成果 (令和5年度) | 施策への貢献度 (実績) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|------------------|---|---|---|---|--------------|-------|----------------------|
| 1 | ○ | 環境教育推進費 | 環境に関する理解を促進するため、家庭や事業者向けの環境教育の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境出前授業（座学及び施設見学） 12校 ・こども省エネチャレンジ 参加人数176人 ・環境ワークショップ 2回（参加人数96人） ・社会人向けの環境・エネルギーセミナー 参加人数84人 | 環境教育の普及・促進は、温暖化対策等に代表される環境問題の解決に向けた正しい知識を学び、日常生活においてECOを意識し実践できる「人づくり」の重要施策である。令和5年度から事業規模及び内容を拡充し実施した。「家庭、学校、地域」など身近な環境の中で温暖化対策、脱炭素社会の推進等に向けて考える機会を提供した。その結果、環境を配慮して行動できる市民の増加を促進した。 | 物価高騰の影響から、事業規模及び内容の検討が必須となる。温暖化対策や省エネ活動等について、家庭や地域で広く学ぶ機会を提供すると共に、未来を見据えた持続可能な環境保全に取り組むことができるよう、引き続き環境教育の充実を図る。 | 市民生活 部環境局 | 生活環境課 | 105 |
| 2 | | 生活衛生営業許可・監督指導事業費 | 生活衛生関連施設の衛生水準の維持・向上を図るため、理容所、美容所、興行場、旅館及びホテル、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物並びに住宅宿泊事業について、各種条例を基に営業許可・監視指導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各法令に基づく手続きの対応 理容所4件、美容所15件、クリーニング所1件、住宅宿泊事業3件、旅館業13件、公衆浴場3件、興行場1件 ・監視指導の実施 理容所9件、美容所22件、旅館業12件、公衆浴場1件 | 各法令及び条例に基づき営業許可及び監視指導を行うことにより、各施設における衛生水準の維持・向上が図られた。また、適正な監視指導の実施により、公衆浴場におけるレジオネラ菌発生を検知し、レジオネラ症の感染拡大防止に寄与した。 | 今後も法令等に基づき営業許可及び監視指導を行い、各施設における衛生水準の維持・向上を図る。 | 市民生活 部環境局 | 生活環境課 | 104 |
| 3 | | 名木・古木保存費 | 自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するため、保護地区・保存樹木等について指定を行い、適切な保全措置を講じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・看板修繕 2か所（長田神社のケヤキ、渡辺家の藤と椎の木） ・管理謝礼 6,000円×26か所 ・鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金 467,000円 | 本市が指定する名木・古木について市民に周知を図り、樹木の保護に対する意識醸成に繋げるものである。地元住民による適正な日常管理により、保存樹木並びに周辺環境の保全を促進した。 | 名木・古木に指定された樹木の中で、近年は台風等の強風により倒木し撤去を余儀なくされた事例がある。引き続き、倒木の不安がある樹木には安全措置を施し、可能な限り状態の良い保存に努める。 | 市民生活 部環境局 | 生活環境課 | 104 |
| 4 | | 水質・土壌対策費 | 河川、湖沼及び地下水等の水質汚濁防止を図り市民の健康を保護するとともに、生活環境保全のため公共用水域の常時監視・事業場の立入検査を実施し、水環境を監視する土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による健康被害を防止し、健康保護を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水の水質常時監視・結果公表 ・事業場への立入検査（行政検査25件）、助言及び指導 ・水質事故(2件)又は魚のへい死が発生した場合の対応・原因調査 ・土壌汚染対策法に係る届出の受理・審査 33件 | 水質汚濁及び土壌汚染を監視することで、市民の生活環境が保全され、健康が保護された。 | 今後も水質汚濁及び土壌汚染を監視することで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。 | 市民生活 部環境局 | 環境保全課 | 109 |
| 5 | | 騒音・振動・悪臭対策費 | 公害発生の監視及び未然防止に努め、市民の快適な生活を守るため、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく業務を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制地域の指定及び規制基準の設定・公表 ・自動車騒音の測定・公表・環境大臣への報告 ・悪臭測定（定期検査：特定悪臭物質・臭気指数3回、緊急時対応0回） ・苦情等による測定1回（振動） ・測定機器の保守管理 | 騒音、振動、悪臭を監視することで、市民の生活環境が保全され、健康が保護された。 | 騒音、振動、悪臭を監視することで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。 | 市民生活 部環境局 | 環境保全課 | 109 |
| 6 | | 大気汚染物質調査事業費 | 大気汚染防止法に基づき、環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく大気汚染物質の常時監視 ・大気汚染防止法に基づく立入検査（令和5年度4箇所） ・測定局の自動測定器等の定期点検（部品交換等：年1回）及び日常管理（清掃、消耗品交換等：年52回） | 大気汚染物質を大気測定局において常時監視するとともにばい煙発生施設への立入検査（令和5年度4箇所）を行うことで、市民の生活環境が保全され、健康が保護された。 | 今後も大気汚染物質を大気測定局において、常時監視するとともにばい煙発生施設への立入検査を行うことで、市民の生活環境の保全及び健康の保護を図っていく。 | 市民生活 部環境局 | 環境保全課 | 110 |